

# 苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 18 回定例委員会
日時	平成20年 9月26日 自 15時00分 至 17時16分
場所	苫小牧市役所第2庁舎2階会議室
出席委員	委員長 吉本 俊憲 委員 鈴木 正樹 委員 佐藤 郁子 委員 佐藤 守 委員 山田 真久
欠席委員	
会議録署名委員	鈴木 正樹 委員
会議録作成職員	総務課総務係主事 平田 拓也
事務局職員	学校教育部長 澤田石 綱 紀 スポーツ生涯学習部長 今田 和史 学校教育部次長 福田 小夜子 指導室長 村上 廣行 総務課副主幹 池渕 雅宏 総務課総務係主任主事 鈴木 良伸
会議案件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1 委員会開会の宣言（委員長）…15時00分

・9月定例市議会において、山田眞久教育長、鈴木正樹委員、佐藤郁子委員が引き続  
き教育委員として承認を得た。今後ともよろしくお願ひしたい。

(学校教育部長)

・ただいま、委員長より報告があったとおり、鈴木正樹委員・佐藤郁子委員が10月  
2日、山田眞久教育長が10月10日を以って任期満了することに伴い、9月定例会  
において市長から新委員選任の提案がなされ、3委員の再任という形で議会同意を得  
た。改めて今後4年間の委員活動をよろしくお願ひしたい。

2 会議録署名委員の指名（鈴木正樹委員）

3 報 告（教 育 長）

（1）経過報告

・本日は、午前中から学校視察及び授業参観をしていただいた。引き続いての委員会  
となるが、よろしくお願ひしたい。

・小学校では、修学旅行が終わり多くの学校でマラソン大会を控えている。また、中  
学校では、半数以上がこの週末に学校祭が開催され、さらには、授業参観も頻繁に開  
かれ、子ども達の活き活きとした活動が見られる季節になった。

・今月は、プレねんりんピックの太極拳が駒澤大学で開催され、また紙フェスティバ  
ルも子ども達で賑わっていた。先週20日には、澄川小学校の開校30周年式典が開  
催され、各委員の出席をいただき感謝を申し上げる。さらに今週は、北京オリンピッ  
ク競泳400メートルメドレーリレー銅メダリストの佐藤久佳選手の郷土貢献賞授賞  
式と市民報告会、ヤンキー先生こと義家弘介氏の教育講演会が開催された。そして、  
いよいよ明日からは、板谷波山展が博物館で開催される。

・拓勇小学校の修学旅行が業者のミスにより計画通り実施できず、業者の謝罪とお詫

び金、さらには思い出づくりの追加旅行の有無をめぐって保護者が混乱したという事態が発生した。24日に学校が代替旅行を実施しないということを決めて、保護者に理解を求める文書を配布し収束に向かっている。本件の経過については、後ほど学校教育部長から説明する。

・今週に入って、汚染米から作ったでんぶんを使用した厚焼き玉子が本市の学校給食にも使用されていたということが調査の結果判明し、24日に記者発表を行った。本件についても、後ほど学校教育部長から経過を説明する。

## (2) 議会報告

・先般開催された第7回定例市議会における質疑内容について報告をする。

① 岩田 典一 議員

[質問] 養護学校の分校を本市に設置してはどうか。道立病院の推移をみて跡地を活用できないか。

[答弁] 市教委としてはかねてから道教委へ要望活動を行っている。具体的な方針を掲げ、再度、早期に要望活動を行いたいと考えている。

[質問] 中学生の主張発表会に子どもや親の応援が少ない。

[答弁] ポスターなどを作り、PRを行っていきたい。

② 北岸 由利子 議員

[質問] 市として食育基本法を策定してはどうか。

[答弁] 給食関係については、研究所に食育研究部会を立ち上げ、学校に資料を配布している。市全体での取り組みとなると赤ちゃんから老人までの計画となるので、そこまでのものが必要なのか協議をしていきたい。

[質問] 新給食調理場でのアレルギー対応食について

[答弁] 実態調査を行いながら、じっくりと時間をかけて検討していく必要があると考えている。

[質問] 牛乳が飲めない子に対し麦茶を配っていることについて、牛乳が200ccあるのに対し麦茶は半分の100ccしかなのは不均衡ではないか。

[答 弁] 緑茶であれば250ccのものがあるが、カフェインが含まれているため提供できない。その辺りの問題がクリアされれば考えていきたい。

[質 問] 栄養教員を早めに設置してはどうか。

[答 弁] 新調理場建設に向けた業務の整理や教育指導する場面の確保など、課題を整備しながら検討していきたい。

③ 藤田 広美 議員

[質 問] 学校のＩＣＴ化について

[答 弁] 多額の予算が必要となるが、研究所で研究委員会を立ち上げており、また、来年4月から教育研修センターが設置されるので、ＩＣＴの研究ができる体制づくりをしていきたいと考えている。

[質 問] イキイキ健康大作戦の効果

[答 弁] 効果はあったと考えている。今後は、各地区のスポーツフェスタの中で取り入れていく。

[質 問] 文化芸術振興推進計画の助成金を増やしたらどうか。

[答 弁] 市民文化芸術審議会の答申を踏まえて対応していきたい。

④ 矢農 誠 議員

[質 問] 児童生徒の安全対策について、地域や校区によって温度差があるのでないか。また、マップ作りをしたらどうか。

[答 弁] 警察と連携しながら対応しているが、不十分な地区があれば関係部局に働きかけを行っていきたい。また、マップ作りについては、昨年ライオンズクラブ主催で作成している。市教委単独ではできないが、マップ作りをしているNPOもあるので、協力を得ながら学校や地域に広めていく機会を設けていきたい。

⑤ 岸本 憲宜 議員

[質 問] 獎学金の返済状況や寄付のPR、増額についての考え方。

[答 弁] 返済は返還計画に基づいて行っているが、まず催告を強化し回収した上で

安定的な維持を図り、さらには増額も検討していく。

⑥ 木村 司 議員

[質 問] 指導主事を増やしたらどうか。

[答 弁] 財政上の問題があるため、市教委として簡単にお答えできないが、市教委としては増員したいという考えは持っている。

[質 問] 全国学力・学習状況調査の正答率を公表してはどうか。

[答 弁] 国の方針としては、過度の競争を招くことから公表は好ましくないとしていることから、本市でも公表する考えはない。

[質 問] 学力向上検討委員会の取り組み内容について

[答 弁] 近く取組内容を公表する。

[質 問] 小学校英語が導入されることに伴い、ALTの増員が必要ではないか。

[答 弁] 財政的な兼ね合いもあるが、検討していきたい。

[質 問] 市営野球場の夜間照明の設置について

[答 弁] 他にも修理が必要な施設があり、難しい。

⑦ 金沢 俊 議員

[質 問] 学校開放事業について、料金を徴収してはどうか。

[答 弁] 受益者負担という観点では必要なことと考えている。これから学校開放事業の見直しを進めていく中で検討していきたい。

⑧ 富岡 隆 議員

[質 問] 全国学力・学習状況調査についての認識と結果の公表について

[答 弁] 国の学校教育の改善のため、施策に生かされるということから参加をしている。公表については、色々と課題があると認識しているが、前述のとおり公表する考えはない。テスト自体が子どもに負担になるのではないかという発言主旨だと思うが、テストである以上負担はある。しかし、前年度の問題で教科の時間として実施しているため、過度の負担ではないと考えている。

⑨ 鳥越 浩一 議員

[質 問] 青少年ミュージックキャンプ事業の今後について

[答 弁] 市長公約で実施している事業である。今後は、吹奏楽だけでなく合唱や管弦楽など様々な分野に発展させていきたいと考えている。

⑩ 矢嶋 翼 議員

[質 問] 退職者の活用について

[答 弁] 国からも地域支援本部事業などで学校をサポートする活動に取り組むよう指示があるので、このことを含めて考えていきたい。

[質 問] 秋田県から講師の派遣を依頼してはどうか。

[答 弁] 現在、秋田県から人事交流で一名の教員が配属されている。来年3月までの交流期間に何らか形で活用できたらと考えている。

[質 問] 学習塾の講師の活用について

[答 弁] 研究所の講座等で活用できないか検討する。

[質 問] 教員の研修会の開催回数をもっと増やことはできないか。

[答 弁] 調査・研究を行っていく。

[質 問] 中学生のジャージ登校を禁止したらどうか

[答 弁] 制服は本来学校が内規で決めていること。従って、保護者や生徒の了解のもとに、体育や学校祭などの日にジャージ登校が認められている。しかし、一般市民の目にこれがだらしなく映るのであれば、学校で考えていく必要がある。

[質 問] なぜ、平成21年度から指定管理者を導入できないのか。

[答 弁] 内部協議の遅れとそれに伴う事務期間が不足するため。

・議会冒頭で、緑小学校公務補の草刈作業中の車両損傷事故専決処分、及び公務補の北海道迷惑防止条例違反の逮捕に係る処分や経緯について報告している。さらに、文教経済委員会において拓勇小学校修学旅行を巡るトラブルについて報告し意見をいた

だいた。

### (3) その他

・全国学力・学習状況調査の結果が発表された。議会の中でも前述のとおり多くの質問があったが、文科省から過度の競争や序列化を避けるため市町村や学校毎の正答率の公表をしないようにとの通知がある。しかし、一方で全国各地で公表を促すような動きも出ているところだが、前回の定例教育委員会において数値による公表はしないことを確認しているので、今議会においてもその方針で答弁している。今回の調査結果については後ほど指導室長から説明を行うが、その上で意見を伺い、公表の範囲や学校への通知、或いはホームページへの掲載を検討していきたいと考えている。

(佐藤守委員) 矢嶋議員から質問のあったジャージ登校について、中学生の子を持つ親として実態を述べさせていただくと、学校からきちんとこの日は制服、この日はジャージと指定されている。勝手に制服とジャージを選ぶことができるようにはなっていない。体育の授業がある日など機能的に指定されている。矢嶋議員が質問した趣旨としては、多分、ズボンを下げて履いている子がいてだらしがなく見えるということだと思うが、学校によってジャージの色や形が違うし、ネームも入っているので、制服よりもどこの生徒かすぐに判別できる。学校できちんと決めているので、問題ないと思うが。

(教 育 長) 一日の授業の中の一つである体育の授業を配慮して決められているが、せめて登下校時は制服を着用し授業で必要があれば学校内で着替えるということはできないのかということも含めての矢嶋議員の質問であったと思うが、例えば、着替えの時間をどうするのかであるとか、更衣室はどうするのかという問題がある。これは、学校毎の実態もあると思うので、議員からの質問を受けて学校としてどのように考えるのか投げかけたいと考えている。

(佐藤守委員) 更衣室は多分どこの学校にもないと思う。着替えるとすれば教室になってしまうので、時間の短縮という観点からもジャージ登校があると思う。

(吉本委員長) 更衣室の対応については、学校の空き教室の利用も可能かと思うが、すでに何らかの形で利用している学校が多い。そういった学校毎の実態も合わせて、今後、再考する必要があると思う。

(教育長) 矢嶋議員からは、来年4月からジャージ登校の禁止を含めて対応できなかという内容であったが、学校や保護者、また中学生であれば自分の意見を持っていると思うので、それぞれの意見を聞いた上で結論を出すのが一番であろうと答弁している。髪型や服装については個人の人権に係わることでもあり裁判で争われている経緯もある。この場合、訴えを起こすのは保護者が多いが、裁判ではこれを定める学校の規則は、その内容が法律に違反しておらず教育の目的から外れていなければ、学校の秩序を保つという意味合いからも違法ではないという判決が出ている。従って、市教委として一律に決めるのではなく、中学生らしさとはどんなものなのかということをもう一度見つめ直し、親や子どもの意見を聞きながら学校側も考えていくことが大事ではないかと考えている。

(鈴木委員) もし、更衣室があったとしても盗難など様々な問題が生じることが容易に想像できる。それであれば、この日は体育があるからジャージ登校をするという方が一番問題が起きないと思う。佐藤守委員が発言されたように、下着が見えるほどズボンを下げて履いている子も時々見かける。一番驚くのは、親と一緒に歩いていてもそういった格好をしていることで、子の常識もあれば親の常識もあり、そういったことがきっとならなければ根本的な問題の解決にはならないと思う。

(佐藤郁委員) 矢嶋議員が現状を知らないのであれば現状を説明し、理解していただければ4月云々というのは難しいとわかつていただけると思う。もう一つは、苫小牧と同規模の都市でジャージ登校が行われているのかというこ

と。本市だけの考えではなく、参考にできることがあれば取り入れていくとよいと思う。私の経験では、ロッカーがあったにしろカギを付けたにしろ盗難はつきものであることから、そこをクリアしなければ、学校で着替えることはできないと思う。特に中学生になると、性の問題や先程言われた場所・時間の問題があり、そこを解決できなければ着替えて体育に臨むというのは、非常に難しいと感じる。

(吉本委員長) 本件については、今色々と出た意見を鑑みて、再考していきたい。続いて、教育長報告の中であった行政報告について報告を求める。

(教 育 長)

・修学旅行の件と事故米を使用した給食について、学校教育部長から報告を行う。

(学校教育部長)

・前回の定例教育委員会が終了した後に発生した事件であるが、9月3日に行われた拓勇小学校の修学旅行において、旅行代理店担当者の学校側への虚偽報告により、JRを使用する予定であったものが急遽バスで行くこととなり、宿泊先についても旅行会社が改めて確認をしなければならないという事態が発生した。さらには学校に詰めかけた保護者に対し、学校と旅行会社が緊急に説明会を行うという事態に発展した。このことに関して、今議会の文教経済委員会において、概要と今後の対応について説明を行っている。配布した資料の1ページをご覧いただきたい。資料にあるように、9月10日に明徳小学校が修学旅行を実施しているが、これについても同じ担当者による手配ミスがあった。幸いにも予定通りJRを利用できたが、緊急に手配したことにより、錦岡駅から出発であったものが、バスで苫小牧駅まで向かうという事態になった。このバス費用は旅行会社側が全額負担をし、無事に函館までの旅行を終えている。この旅行会社は、既に5月にも勇払小学校の修学旅行を担当していたが、この時はトラブルも無く無事に実施されていることから、日本旅行北海道株式会社という旅行会社の一社員が起こした、業務怠慢、さらには作為報告によるトラブルであると言

える。今回問題になったのは、拓勇小学校の件において、大きく旅行予定が変更になったこと、また、保護者に対する周知方法及び旅行の手配に対することであり、大きく報道されることとなった。この問題については、その後、旅行会社が学校において謝罪と今後の対応について保護者説明会を開催し、その中で、最後のページにあるように保護者の意見を受けて旅行会社が次のような提案をした。一つは、JRが使用できなかったことによる債務不履行分とお詫び金という名目で、個人負担分を除く旅行費用総額を全額返済すること。もう一つは、台無しになった旅行の代わりとなる思い出作りの旅行を前向きに考えるということである。これを受け、学校が保護者アンケートを行い、その結果と学校の今後の教育活動のスケジュールを勘案した結果、新たな旅行はしないと決定したと、昨日、校長から教育長に報告があった。また、9月22日に同社の寺田社長が来庁し、今回の一件について謝罪を受けて、その際に、今議会でも答弁しているが、旅行会社に対する処分については、あくまでも旅行業法に基づく契約であり、行政処分的なことは市の契約指名業者ではないため出来ないところから、同社に対する今後一年間の学校行事に対しての営業自粛を申し入れ、それを同意していただいている。例えば、学校職員の個人的な旅行のための立ち入りは制限するものではないが、9月22日の教頭会において、個人の旅行であってもできるだけ学校へ立ち入りさせないようにということ、また、学習教育活動についての同社への相談等は、一年間の見合せをするように伝えている。市教委・学校として以上の対応を行ったことを報告させていただく。

次に、今、各地の市町村教委が対応に追われているところであるが、農水省が持っていた食用外であった米を三笠フーズという会社に転売し、さらには食用に転用されたという事故米事件について報告する。はじめに9月21日に胆振教育局生涯学習課から学校給食における事故米穀の含有した加工食品等の使用状況調査をしたいという電話連絡が入った。これは、島田化学工業が作ったでんぶんに事故米が使用されており、それを使用したすぐる食品の厚焼き玉子が学校給食等に販売されていることが判明したということでの調査であった。さらには、丸大食品のメラミン入り食品の

件と合わせて調査依頼が舞い込んだ。調査をした結果、丸大食品の調査対象 5 品目に  
ついては使用されていなかったが、厚焼き玉子については、調査が二転三転し、当初  
は 19 年 3 月から本年 9 月分までが調査対象であり、今年 4 月 11 日に新入学児童歓  
迎用として「おめでとう」という焼印のある厚焼き玉子が該当することが判明したが、  
その後、9 月 22 日に胆振教育局から連絡があり、平成 15 年から同社が事故米穀を  
使用していたことが判明したとのことから、15 年から 5 年間の使用状況を調査した  
結果、15 年 12 月 17 日にも提供していたことが判明し、この 2 回について胆振教  
育局へ報告をした。すると 24 日になって 19 年 11 月 30 日以降に製造したもので、  
賞味期限が 20 年 11 月 30 日以降のものについては事故米穀が使用された可能性  
が無いため調査対象から除外するという連絡があったことから、結果として 15 年 1  
2 月に提供した厚焼き玉子が事故米の混入した可能性のあるでんぶんが使用された  
食材であるということを最終的に報告している。これを受け、市食品連絡会議におい  
てこの調査内容を報告し、22 日の夕方に緊急事態対策会議を開催した結果、市内各  
施設を調査することとなり、現在調査中である。近々、この報告結果がまとまり次第  
公表する予定である。実際の健康被害については、当時の給食台帳を見ても、これが  
原因だと思われるような報告の記載はないため、無かったものと考えている。また、  
調査対象外となった 4 月分についても同じように健康被害の記録はないため、これに  
についても問題ないと考えている。当面、この会社の製品を使った献立の予定はない  
が、今後とも献立の作成においては細心の注意を払っていきたい。なお、今年 4 月に  
使用した事故米使用のでんぶんは、卵を膨らませる為のいわゆるつなぎとして使用さ  
れたものであり、全体の約 2.2% 程度の含有率だということが業者から報告されて  
いる。今回の記者発表については、24 日に教育長と私から記者クラブにおいて前述  
の調査内容を発表している。ミートホープの事件は肉そのもの、また、今回の事件も  
発見が難しいものであり、DNA 検査や野菜の残留農薬検査を行っているが、ここま  
での事を防ぐためには、どのような対策を講じができるのか頭を悩ませている。

(吉本委員長) 今、学校教育部長からご報告があったが、はじめに、拓勇小学校の修学旅行の件について質問を受ける。

(佐藤守委員) 修学旅行や見学旅行の際の業者の選定は、どのような方法で行われているのか。

(学校教育部長) 基本的には、学校の裁量で選定されている。今までの修学旅行の企画や実績、添乗員の対応など総合的に考え、見積り・企画書を数社から提出させ決定している。

(佐藤守委員) 毎年業者が変わるとということか。

(教育長) 決まり事があるわけではないが、数年続いたから来年は変えるという方法をとっている学校が多い。毎年変わる学校は、あまり無いのではない

か。

(佐藤守委員) 翌年の為に、次の先生がついていくという場合があると聞いている。

(学校教育部長) 5～6年同じ業者を続けているところはない。今調べている所によると多くの学校が3年で切り換えている。

(鈴木 委員) 子ども達が楽しみにしていたものがこのような形になってしまったことは非常に残念。担当者は無責任極まりない。今後はないようにしていただきたい。

(学校教育部長) 担当者の対応についてはもちろんだが、やはり組織として上司のチェック体制が不充分だったと会社としての責任を認めている。旅行業法で決められている約款の中では、今回の件については基本的に違約金の支払いだけでよいこととなり、端的に言えばJRがバスに変わったとの費用の差額だけを払えばよいこととなるが、お詫び金という形で、生徒・保護者に対する同社の精一杯の誠意は示されたと理解している。

(吉本委員長) 資料によると、返還額が19,886円。ここには債務不履行分6,040円とお詫び金が含まれているが、この修学旅行で生徒から集めた総額金額はいくらなのか。

(学校教育部長) しおりの作成など間接的な費用を含めると21,000円。宿泊代・交通費など直接的な費用のみだと19,886円になる。

(吉本委員長) 手続きとしては、保護者である両親に対しアンケートを行い、その調査結果を基に対応を決定したということだが、子ども達自身の意識を直接反映させることはできなかったのか。

(学校教育部長) 今回は保護者の意向が強く打ち出された。JRからバスに変わったことを伝えたその時点で保護者から同社に対する苦情、また学校に対する連絡体制の不満が噴出し、生徒が帰宅するまで保護者から電話があったと聞いている。その不満に対して同社主催による謝罪と説明会という形で対応をしたことになる。子ども達は、おそらく説明会に出席した両親から家庭で説明されていると思う。

(吉本委員長) このアンケート結果によると、再旅行を考えていない方が37名、会社に負担してもらって行かせたいという方は29名で、結果として拮抗していると感じるが。

(学校教育部長) アンケート調査結果資料によると、行かせたいという方が38名、行かなくてもよいという方が46名になる。内訳としては、旅行会社に負担してもらって行かせたいという方が29名、自己負担しても行かせたいという方が5名で合計34名。さらに、その他の意見の中で、負担のことについては明言していないが行かせたいという方が4名、合計して38名の方が何らかの形で行かせたいと思っていることとなる。一方、旅行までは考えていないという方と旅行は必要ないという方がそれぞれ37名と9名で46名の方がそのような判断をしている。この結果を基に、過半数が再旅行不要という保護者の意向と、学校の学習活動スケジュールの中でこの旅行が出来るのかということを考えた結果であると思う。

(吉本委員長) 学校として再旅行しないということは決定であり、非常に正当な手続き

経てやられてると思うが、現場としては実際に事態に遭遇した子ども達を対象に、心理的な配慮が必要だと感じるが。

(学校教育部長) どんな形にしても修学旅行という一つの学校行事として捉えれば、大きなトラブルがあったにせよ、終わったという理解をしている。

(教育長) この問題については、業者と納得出来ない保護者との関係があつたわけで、問題は、業者の誠意に対してそれで納得出来るかという部分である。その観点で見るとこのアンケートは保護者の納得度を調査する数字としてははつきりと結果が出ている。次に、学校の立場からすると、思い出作りは出来なかつたのかというと、修学旅行というのは当日の問題だけでなく準備過程から含めて修学旅行である訳で、それをもう1回やるということはどのようなことなのかを考えなければならない。学校としてのこの行事に対する評価、また子ども達自身の満足度、この部分を合わせてチェックすることが優先だらうと思うが、最終的には学校としての判断が大事だと伝えていた。そのような中でアンケートを取つたが、このアンケートの実施方法や内容についてはこれで良かったのかという部分はあるにせよ、幸いにもこのアンケートの結果からも再旅行を考えていないという方が上回つたということで、ある意味では安心して決断を出せたのではないかと思っている。校長も教員も子ども達も直接話し合い理解したと聞いてるので、こういう形で収束するのがよいのかなと思っているところである。

(佐藤郁委員) 午前中に糸井小学校を視察してきたが、丁度、修学旅行の話題があった。その中でバスなのかJRなのかということに関しては、車酔いの問題があると聞いたので、今回、特にそのようなトラブルがあつたのかということが一点。また、1泊2日の修学旅行を終えて糸井小学校のように子ども達が旅行のことを振り返る冊子等を作ると思うが、その際、拓勇小学校の6年生の反応がどうだったのかということ。校長・教員と話され

て児童が理解したということなので、私としては修学旅行の目的は果たされたと理解しているが、もし病気やバス酔いなどそういう目に遭った児童がいたのであれば、かわいそうなことをしたなということ。さらには、本人がどのように理解しているかというのも伺いたい。

(学校教育部長) 健康の件については、チック症の児童が一人おり、辛い思いをしたと聞いています。その他は健康面での問題なかったと聞いている。

(吉本委員長) 次に事故米の件について質問を受ける。

(佐藤守委員) 事故米が入っていたのは加工食品ということだが、コストの問題もあると思うがこれからも加工食品を使っていくのか。

(学校教育部長) 白飯やパンなどは委託炊飯という形で加工されたものを仕入れている。これは、基本的には10時半位までに作り終えなければならないという時間的な制限の問題があり、配送の時間も考えると使用せざるを得ない。自校給食であれば、より手をかけたものが出来るが、施設や調理員の配置を含めて、本市の学校・児童数の規模では難しい。また、他市の調理場も共同調理場の場合は加工品を多く使っており、加工品を除外することは難しいと考えている。温食は作っているが、その中でも、例えば肉団子は加工されたものを使用することとなり、どうしても今後もそのような方式を採らざるを得ないと思っている。

(吉本委員長) 定例市議会に関連して報告をいただいた。質問事項についてはここで閉じるが、新たな質問があれば随時お受けする。

#### 4 議案審議

議案第1号 平成20年度全国学力・学習状況調査のポイントについて

(指導室長)

・平成20年度全国学力・学習状況調査の調査結果について報告する。配布した資料をご覧いただきたい。初めに、本調査の概要について説明する。本調査は、4月22日に全国の小学6年生及び中学3年生を対象に実施された全国的な悉皆調査である。国語・算数（数学）の知識の調査、生活状況や学習習慣に関する調査及び校長を対象とした学校質問調査で構成されており、本市では全37小中学校の3,218名が参加した。8月29日に国から市教委と各学校に調査結果が送付され、市教委では検討委員会のワーキンググループによる分析を経て、9月19日に調査委員会の検討委員会において検討した後、調査結果のポイント・概要及び詳細を配布した資料のとおり作成した。昨年度は概要のみの公表であったが、今年度は詳細についても公表したいと考えているため検討をお願いしたい。本会で了承を得られれば、調査結果のポイント及び概要を受験した児童・生徒の保護者向けに配布するとともに、概要と詳細を指導室のホームページに掲載したいと考えている。この調査結果のポイントは、学力調査結果の概況及び質問調査における生活実態や学習意欲の状況、そして校長に対する学校質問調査で窺える学校の取り組みということで、特徴的な事項をまとめている。昨年と比べ詳細の方では、特に児童・生徒質問調査の結果について、詳しい内容を記載している。今年度の調査結果の概略の一部を述べると、学力調査の平均正答率については、北海道と同様の傾向を示しているが、教科によっては北海道の平均を下回っているものもある。学力の上層と下層が偏る2極化はみられないが、やはり学力の下層の割合が少し高めに出ている。また、文書を読み取ってまとめることや論理的に思考する力に課題があるという全国的な課題については、昨年と同様に今年も随所でみられる。さらに、各学校における学力の状況が昨年と同じ傾向を示してゐる学校は少なく、昨年は良かったが今年は悪かったとか、昨年は良くなかったが今年は非常に高い数字が出たとか、そういう状況が多く発生している。これは単にこのテストを受けた学年の学力が反映されたものと考えている。また、国も指摘しているが、算数の平行四辺形の面積の求め方に見られるように昨年度と同様の問題でも、選択肢が増えると

正答率が低くなるという傾向もみられ、質問によっては公式の意味を十分に理解しない児童生徒もいると考えられる。また、漢字の読みや時速の計算など知識を問う問題については正しい解答をしているが、文書から内容を掴み取って自分の考えを明確に答えるとか、算数（数学）において情報を整理選択して筋道を立てて考える、いわゆる、論理的思考に偏りがみられる。今年度の調査で特に特徴的なこととしては、本市においては学習技術の確立に全校をあげて取り組んでいると答えている学校が60%を超えており、全国・全道が30%位であるということから考えると突出している。これはどういうことかというと、きちっと着席することや先生の話をよく聞くこと、話しての方を向いて聞くことなど授業に向かう姿勢や授業の規律に力を入れているということである。また、少人数指導や習熟度・程度に応じた学習の改善という取り組みも特徴的に進めているにも関わらず、学習意欲、学習態度に課題を抱えているということも特徴的であった。児童生徒の質問調査の生活状況については、昨年と比べ、特に小学生で朝食を食べる児童が増加している。小学校では、挨拶したり学校の決まりを守るなど、道徳性や倫理観の向上が大きく現れている。当然、全国平均よりも上回っているものもあるが、小中学校ともに基本的生活習慣の確立と将来の夢や希望を持つといった自己有用感ということでは、向上がみられるところであり、学校での指導の成果が窺える結果であった。学校によっては、早寝早起き朝ごはんを学校便りに出し続けていたり、全校集会などで校長が必ずその話をするというような地道な取り組みの成果が表れていると思う。一方、地域への帰属感、家庭学習の時間については、昨年度と同じ傾向を示しており、家庭への啓発など今後の取り組みに一層努めなければならないという点もある。また、昨年度は一項目であったＴＶやＴＶゲーム視聴時間、携帯電話の所持率やインターネットの利用時間については、今年度は別項目となり、今後、各学校で活用できるのではないかと思っている。特にＴＶ視聴、ＴＶゲームの時間については少し多いと感じる。昨年度、小学校で82.6%、中学校では92.9%の学校が自校の結果分析を指導計画に役立てており、これは全国・全道に比べて高い数値である。例えば、朝ドリルを実施することなど、各

学校では調査結果を今年度の教育課程の改善に繋げている。また、本市では朝読書を積極的に取り組んでいることから、読書が好きだという回答が特徴的に現れていた。

平均正答率の公表についての本市の考え方については、議会でも双方の意見が出ているが、先ほど教育長も述べているとおり、本市においては序列化や過度の競争に繋がらないようにという国による指導や次年度以降の協力が得られにくくなり本調査の目的が達成できなくなるということを根拠に、昨年同様、結果のみの公表に留め、平均正答率の公表は控えようと考えているが、委員の意見を伺いたい。なお、国は平成22年度までの調査実施を明らかにしており、21・22年度分までの日程もすでに決まっている。学力向上検討委員会では7月11日に第1回目、9月19日に第2回目の会議を行った。9月19日の会議では教育研究所の学力向上研究委員会主催の研究授業が明野小学校で行われ、学習意欲を高める授業構成ということを視点に、荒木先生により2年生の算数の授業行われ、検討委員も参加したところである。検討委員会では10月1日にさらに調査結果の分析と検討を実施することになっており、今後、今年度末に検討結果の中間報告を、来年末には改善案を発表する予定である。また、学力向上研究委員会では、学力向上に資する実践事例の講義を行っていくこととしており、併せてご理解いただきたい。

(吉本委員長) 平成20年度全国学力・学習状況調査結果のポイントについて説明をいただいた。これに関しては、直近の定例議会でも様々なやり取りがあったところだが、委員の意見を伺いたい。今の説明を聞く限り、前回の調査を生かし、また次に繋げる努力が見られると思う。平均正答率の公表の問題については、本市としては当初から国が指摘しているような序列化や過度の競争原理を防ぐということ、また、今後の協力を得られにくくなるという危惧があるため、非公開としたいということである。なお、今議会において、市長から教育委員会で議論していただきたいという答弁があったところである。

(鈴木 委員) この調査自体、国で決められたことで、公表に関しても国が決めていることではないのか。

(吉本委員長) 地域によっては、実際に公表するかは別としても、公表することを希望している所もある。

(鈴木 委員) それはあると思うが、国として決めたことが各都道府県に下りてきているわけだから、本市としては道教委の指示に従うことになるのではないか。一番大事なのは、前回と比べて結果がどうなのか、それをどう生かすのかということだと思う。前回の公表の仕方で学校サイドから異論が出ているのなら改善の必要があると思うが、ないのであれば私は今まで通りでいいと思う。

(教育長) 昨年は委員の合意の下に非公表とし、議会でもその旨答弁を行ってきました。ただ、全国的に様々な動きがあり、公表が必要だという意見もある。国は非公表というスタンスではあるが、道教委は市町村の判断だと言っている。では、公表するとどうなるのかというと、まず、全国の点数や都道府県と比べてどうなのかということが見えてくる。次に他市町村がそれぞれ公表すると、自ずから市町村別のランクが見えてくることになる。もう一つは、市町村別と同時に学校別の順位も明らかになる。例えば、今日訪問した樽前小学校のように、学年に児童が1人2人というところだと、個人の成績がそのまま学校の成績となってしまう公表されてしまう。学校としては、好ましくないと校長も話していた。比較的大きい学校だとよいが、小さな町だとまさに少人数の学校がある。市町村別の公表をすると学校別まで求められてくることが予想される。このような状況の下、公表したらどうかという動きはあるが、まだどこも公表していない。そうした中で、今、先頭を切ってまで公表する必要はないと考えている。

(佐藤守委員) 公表する内容は、この資料の内容か。

(指導 室長) この資料が詳細。ここまでのものを昨年は出していない。

(教 育 長) 先ほど述べたのは教科の正答率の問題であるが、本資料に出てているのは、本市の生活実態の部分や学校の取り組みという部分である。全国のパーセンテージに対し、苫小牧のパーセンテージがどれくらいかという比較になる。これは、正答率の順序・序列ではない。そのため、この部分は昨年公表していないが、今年は公表しても差し支えないのではないかということが冒頭の指導室長の提案である。

(吉本委員長) 分けて考える必要があると思うが、一つは正答率の公表のこと、もう一つが学習状況全般にわたる部分を資料にあるように概要・詳細と分けてこれを公表するかどうかということ。それに対しての教育長としての考えが今の発言であったが、意見としては、概要だけの公表でいいのではないかだとか、詳細も含めて公表しても差別化や過度な競争を招くことにはならないのではないかということになると思う。

(佐藤守委員) 去年トラブルが無かったことからも、学校が特定されない範囲で去年と同じ形が良いと思う。

(吉本委員長) 詳細については公表しないということか。

(指導 室長) 概要というのは2ページものの資料のこと。概要があつて調査の結果があり、詳細というのは苫小牧市の児童生徒の特徴という部分のこと。これについては、各学校で見る時には、他の学校と比べてどこが落ちてるとかどこが良いとか、そういう比較が出来る。これについては序列に繋がるということは無いと思う。そのような比較ができるところまで出してよいかという提案である。ここまで出す必要は無いということであれば、概要のみの公表となる。

(吉本委員長) 昨年と同様であれば、現場として何も混乱することはないと思うが、今年が第2回目で来年以降も予定されている中で、この資料の範囲の中で差別化に繋がらない情報であり、また、学校現場で生かされるの

であれば、詳細まで公表しても差しても支えないのでないかと感じている。

(教育長) 学校が特定されたり、序列・競争などそのことによって子ども達が慘めな思いをするようなことは、慎重に扱わなければならない。しかし、例えば生活実態や学校の取り組みというのは、苦小牧の子どもの不足しているところや逆に良いところもとてもよく表している。確かに学力については、もっともっと付けていく必要があると思うが、子どもたちが今どのような状態に置かれていて、学習に望む教育環境はどうなのかということを考えると、学校や保護者が実態をみて、苦小牧の子ども達は朝ごはんを食べているのかであるとか、郷土に対する思いがどうなのかという部分は、非常に参考になると思う。学力には、やはり家庭環境も重要だと思うので、これを公表することにより、保護者と学校が共通の認識を持つことに繋がるのであれば、詳細の発表はプラスになるのではないかと考えている。

(吉本委員長) せっかくのデータであるから、概要も詳細も発表することにより、本調査が認知され生かされていくことになると思う。

(佐藤郁委員) 正答率公表が絶対に必要だということになれば公表するとよいと思うが、今のところ公表する理由付けは無く、考えが聞かれてる状態だと思う。具体的には、学校規模によって生じる危惧に対する考え方であり、一つは比較対照が何かということと、概要だけ出して全体像があいまいだからもっとはっきり出してほしいという要望があれば考える必要があると思うが、前述したように小規模校であればはっきりしてしまう個人的情報や差別化に繋がるようなことがあるとなれば、そこは公表しない方がよいと思う。しかし、去年のままであれば改善を行っていないという捉え方をされる場合もあるので、差別化に繋がらないような項目であれば、公表して差し支えないと思う。ただ、その小

規模校特有の問題は、大規模校が多い地区からすれば分かりにくい部分もあると思うので、本市独自の特認校の事情なども鑑みれば、今回は、具体的な数字の公表は差し控えて、世論や国・道の考え方が固まる時間が必要なのではないかと感じる。

(吉本委員長) 概要の公表については賛成であるということか。

(佐藤郁委員) 差別化に繋がらなければ、詳細の公表もよいと思う。

(吉本委員長) 手法による部分もあると思うが、それを判断するのも難しい。

(鈴木 委員) 公表する際には、ここにあるように全道全国と比較して本市はこういう結果であるということを公表するのか。

(指導 室長) そういうことになる。そこまでは公表しない方が良いということであれば、詳細については、学校側で市全体や他校と比べてどうなのかということを自分の学校で考えて指導に役立てもらう。もし、危惧される問題があれば、それに従って概要のみの公表も出来ると思う。

(吉本委員長) 暫定的な考え方として、全体としては概要だけ発表する。詳細が知りたい場合は、教育研究所や学校現場で提供するという形も可能かと思う。いろいろと意見があったが、公表する部分は概要とし、学校現場に対しては、詳細を提供するという形でどうか。

(教育 長) この詳細については、市内全体のパーセンテージであることから、小規模校に対する問題というのは発生しない。前述した学校別については、子どもが特定される場合もあることから危険だと思うが、それは公表しないという判断。

(佐藤郁委員) 一般的に比べたがるのは学力の成績のところだと思う。ただ知りたいというだけであれば、小規模校の問題が解決されなければ公表できないと思うが。

(吉本委員長) 詳細まで公表することで問題ないと思うが。

(教育 長) 点数を出すこととは違うが詳細の公表により積極的に取り組んで行こ

うという姿勢を感じてもらえると思う。もし批判が集中しても、来年度良くなるように努力しようという前向きな回答につながる。正答率に関しては、北海道が全国に比べて低いということははっきりしているが、調査項目の中には全国より良いものもあり、子どもの良さも見える調査であることから、公表しても差し支えないと思っている。

(吉本委員長) 市の情報公開条例に関する会議に出席しているが、全体の流れとして情報を公開していくという方向にある。この調査に関しても、差別化に繋がるという批判は受けるかもしれないが、それに耐えられるだけの教育行政を執行していくという覚悟が問われているのではないかと思う。そろそろ委員会としての意見をまとめていきたいが。

(佐藤守委員) 本資料程度のものであれば、詳細まで公表しても構わないと思う。

(吉本委員長) これまでの意見にあったように、懸念される部分もあるが、提案どおり概要と詳細を苦小牧市教委として公表していくことで異議ないか。

(一同「異議なし」の声)

(指導 室長) 月曜日に学校に配布し、同日にホームページに掲載したいが、それでよいか。

(一同「はい」の声)

—原案どおり承認—

第2号 平成20年度苦小牧市文化賞・文化奨励賞の選考について

(人事案件のため、秘密会とする旨議決する)

## 5 協議

協議案件なし

## 6 その他

### (1) 臨時教育委員会の開催について

(学校教育部長)

・今回、教育委員3名が再任されたが、浜頓別で教育長を非常勤にするという話題があり、そういったことも含めて、改めて教育委員会制度について資料を提示する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に、教育委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされており、本市においては5名の委員により教育委員会が組織されている。また、任期については同法第5条で4年と定められている。委員長の任期は第12条で1年とされており、委員長に事故がある場合または委員長が欠けた場合は、予め教育委員会の指定する委員がその職務を負うこととされており、本市の場合は職務代理者を置いている。問題の教育長については、同法第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員から教育委員会が任命することとされているため、委員は地方公共団体の長が任命するが、委員長及び教育長については教育委員会が互選により任命することとされている。次に教育長の職務については、次ページのとおりとされている。加えて文部次官通達により、常勤・非常勤に関することが触れられており、教育委員を任命するにあたり市町村公共団体の長は教育長として適任でありその職務を遂行可能である者を少なくとも一人以上委員の中に加えておくこととされており、先ほどの教育長の職務を遂行することが非常勤でも可能なのかという部分も含めて委員を任命するようにとされている。また、教育長の職はその職の性格及び適任のあり方から常時勤務を要する職と考えられ、その職にあるものは常勤の一般職に属する地方公務員とされている。これに関しては今回卑猥事件等があったが苦小牧市の賞罰委員会において、教育長は特別職ではなく当該処分者ということから、決

定に関しては一旦退席し最終的な決定からは外れている。こういった考え方から、苦小牧市としては常勤の一般公務員からなっていただくという考えであるので、任命に当たってご考慮いただきたい。その下の部分は先ほど言ったように委員長の任期が1年であるため、改めて臨時教育委員会において委員長の選挙及び職務代理者の指定が必要であるため、次回の臨時教育委員会にあたっての資料とさせていただく。

(総務課副主幹)

日程の確認をさせていただきたい。10月3日15時から鈴木委員・佐藤郁子委員・山田教育長の辞令交付式が行われる。それを受け、17時から臨時教育委員会を開催したい。その中で、部長から説明があった通り、委員長、委員長職務代理者及び教育長をいずれも教育委員の互選で選任いただくことになる。

(吉本委員長) 臨時教育委員会開催について確認を行う。10月3日金曜日17時からということでおろしいか。

(一同「はい」の声)

7 委員会閉会の宣言（吉本委員長）…17時16分

以上のとおり会議の概要を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

委 員 長

会議録署名委員

会議録作成職員